

2022年6月9日

各位

株式会社ボネックス

お詫びとお知らせ

平素より弊社製品をご愛顧賜り誠にありがとうございます。

この度弊社は、令和4年5月24日付で消費者庁より景品表示法第7条第1項の規定に基づく措置命令を受けました。

お客様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

弊社は、「投げ消すサット 119eco プラス」、「火消ッシュ」、「火消し 119」、「投てき消火剤」及び「投げ消すサット 119eco」（本件5製品）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「投げ消すサット 119eco プラス」について、遅くとも令和元年12月2日以降、製品パッケージにおいて、「投げるだけで“サット”初期消火」、「お年寄りやお子様でも簡単に使える！！」、「消火能力は水の約10倍」等と表示するなど、本件5製品について、製品パッケージ及び弊社ウェブサイトにおいて、あたかも、一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に「投げ消すサット 119eco プラス」を1本投げるだけで、当該火災を消すことができる効果等が得られるかのように示す表示をしていました。これらの表示は、それぞれ、本件5製品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

なお、措置命令は、製品の表示に対するものであり、製品不良に対するものではありません。

今後は、景品表示法を始めとする法令遵守に関する社内研修等の強化・充実を進め、再発防止に努めてまいります。